

天保七年由利郡小国村百姓江戸出訴一件について

高橋秀夫

(一九八〇年一月三十一日受理)

一 はじめに

本稿は天保七年(一八三六)、出羽国由利郡小国村(現同郡仁賀保町小国)の百姓の江戸出訴をめぐる一史料の紹介である。

近世における由利郡諸領における百姓一揆、打こわしの研究は、延宝五年(一六七七)の矢島騒動¹⁾以外は、個別の一揆についてまだ十分な調査研究がおこなわれてきてはいないが、

しかしこれまであきらかにされてきたこの地方の近世資料の内容や、その政治動向などをみると、まだまだ知られていないさまざまな形態をとった農民、漁民の動きがあったものとみられるが、その説明は今後にもたねばらない点が多い。

本稿でのべる天保七年の江戸出訴一件は、一九七二年刊行の『仁賀保町誌』にも記載がなく、青木虹二著『百姓一揆綜合年表』(三一書房、一九七一年)にも収められていない。

筆者のこの小国村一件についての調査はなお十分ではないが、今後の説明を進めていく上での一素材として取上げることとする。

注

(1)この一揆には、『矢島町史』、『矢島藩史』などにもかなり詳細のべられていたのが、なお幾つかの面からその全体像、とくに藩政とのかわりあいなども含めて追求していく必要があると考えている。

二 史料の問題点

由利郡小国村は元和八年(二六二二)までは最上領で、翌九年からは旗本仁賀保領であった。正保四年(一六四七)「出羽国一国絵図」には下小国村五〇〇石、小国村四九石とあり、享保一六年(一七三一)「出羽国秋田領郷帳」

では下国村五〇〇石八斗七升六合、小国村四九石七斗四升とあり、幕府の天保郷帳では小国村五三三石三斗一升四合九夕と一村として表示されているが、後述の史料の中にもべられているが、実際は二ヶ村より成立していたとみられる¹⁾。

以下に紹介する史料は由利郡矢島町の大井文書中の一点である。同家の御配慮によって調査をおこなったのは一九七三年秋のことであった。その後、現在までこの一件関係のものが他でも見出せないかと調査を進めてきたが見出すことができずにいる。

この史料のあった矢島町は寛永一七年(一六四〇)以降は生駒氏領なので、別の支配に属するのだが、史料の中に、一件のさい農民を押えるために、矢島から役人の応援を求めていたということが示されており、また大井氏は領主岩城氏の財政面に深く関与していた関係などから、他領の事件とは云え、天保期前後こうした農民の動向にはやはり強い関心をはらっていたことが、こうした一件を書留めていたものとみられる。

この願書(写)は、天保三年(一八三二)が凶作であったことからのべはじめられており、翌四年の奥羽一帯をおそった大凶作のさいは、年貢米一二〇〇俵のうち四六〇俵と、八パーセント余の引米を生じ、翌五年も結局虫害によって三年連続の凶作が農民を苦境におとし入れ、種々折衝の末、減免など農民の負担軽減をはかることを領主側が約束しておきながら、結局それを守らず、かえって反撃にでて農民を弾圧する態度にでたことが、天保七年江戸出訴、時の老中大久保(忠真)加賀守への駕籠訴となった次第を伝えている。

この大久保加賀守とは、相模国小田原藩主大久保忠真のことであり、彼は文政元年(一八一八)幕府の老中となり、天保五年(一八三四)三月、老中として勝手掛となって、幕閣の中樞を担っていたことからみれば、出訴上京した農民がその目標を誰に定めるかについてたしかかな判断をし、行動したこと

を示している。

史料のなかには、この地の代官遠田四郎右衛門のやり方が非難されているが、それにもかかわらずこの出訴が小国村一村の範囲にとどまり、周辺の村々との利害が一致して連帯の行動に発展せず、一ヶ村のみの出訴となっていることに、なお今後、周辺村々のこの時期の動向の解明も要請されることである。

また「仁賀保町誌」によれば、当時領主仁賀保右京(千石家)の代官は遠田四郎右衛門、仁賀保二千石家の代官は斎藤茂右衛門で、両者は平沢村の同一場所に陣屋をおいていたが、天保七年末か八年のはじめに、遠田四郎右衛門の方が鈴村の方に新設移転し、年代は示されていないが、四郎衛右門がその地で病没後、またもとの平沢にもどしていたことを伝えている。史料にもみられるように代官四郎右衛門と農民の関係が悪化し、はつきり批判の対象となつていくことからみて、この農民出訴の結果とられた措置ともみられるが、今はこの間のいきさつを論証することはできない。

注

(1) 「角川日本地名大辞典」5、秋田県(角川書店、一九八〇年)、「秋田県の地名」(平凡社、一九八〇年)、「仁賀保町誌」などによる。

(2) 「大久保忠真」(岡本堅次執筆)、「国史大辞典」2、吉川弘文館、一九八〇年)による。

三 一件史料(全文)

乍恐以書付御歎願奉申上候

仁賀保主膳知行所、出羽国由利郡小国村小前百性之者共奉申上候、当村高五百三拾石ニ而、軒別凡七拾軒余、其外名主志人、組頭九人、外小前有之、年々御年貢米千式百俵余上納仕、地頭所御代々仁恵ヲ請、覚別安穩ニ百性相統仕来、別而当御代御地頭所御仁恵厚、難有安心罷在候、尤も遠田之儀ニ付、御陣屋役場と申物、御本家仁賀保源九郎様御知行所、同郡平沢村院内ニ有之、私共御地頭所御知行高之内、当村之外、同郡鈴村、長磯村、杉山村三ヶ村有之、都合四ヶ村ニ而千石高之趣、当村は半高余の村方ニ有之、右御役場之義ハ元々大庄や役相勤居候遠田四郎右衛門と申役宅ニ而、外筆立役人連も無之、前々一通之義ハ右四郎右衛門義、御本家様御陣屋御役人江相談之上取斗ニ相

成来候趣承伝候、当四郎右衛門義は他所出生之者ニ而、最初大庄や役相勤、先年御代官役ニ相成、殊之外権成強ク、同人忤儀助と申大庄屋役相勤、外ニ大須賀兵治、是又徒士格ニ而下役と申、右四郎右衛門親子望は何事も取斗候義ニ御座候、然る所当村之義ハ先前外村と違ひ兼々困窮之上、五ヶ年前、去辰年以来打続去ル未の年迄違作ニ付、惣百姓一同困窮ニ落入、此節ニ至而老人、小供等迄路頭ニかかミ餓死可仕外無御座、依之難渋之始未左ニ御願奉申上候

天保三辰年違作ニ而一躰半毛之取納ニも相成不申候処、御年貢千式百俵余上納高之内、米百俵余御引米有之候得とも、上納引足不申、無抛不納人も有之、村役人方ニ而手段ヲ以弁納取斗呉、其上夫食差支候ニ付拝借相願候処、翌巳年春ニ相成、漸米八拾俵拝借ニ相成、格別之困窮人々ニ配当有之、中々以一統凌方相成不申候間、銘々家財等迄売却しかへ夫喰買入取統罷在候所、尚又翌巳年は稀成凶作ニ而、村方二分通程も取納有之候処、是又上納高米千式百俵程之内、米四百六十俵程御引米有之、七百四拾俵程上納引、何分ニモ取実無之、猶更夫食も差差詰候ニ付、拝借相願候得共、米式百俵拝借ニ相成、此米之内前辰之年違作ニ付、右巳之春拝借ニ相成候分、米八拾俵差引取立ニ相成、残り百式拾俵程之分、同年御年貢不納之分引取ニ相成り、今以夫食之手当無之、銘々家内老人小供等迄飢渴ニ及候程之仕合ニ付、御救之義再応相願候得共、一切取用無之、尤圍米之内代金納ニ而、凡代金式百兩余之分穀数御下米ニ相成、且は外ニて雑穀買入、或は草木之根葉等を糧代ニいたし漸々露命取繋罷在、其上雑穀等迄別段之高直、右穀代上納金共ニ困窮の中、才覚手段差支、諸道具家財等迄売却、代官却而寒邪の凌方手当も無之折柄、翌午年ニ至り田方作毛一旦は相応ニ相見江、一統相歡罷在候処、同年も出穂の節熟氣不准ニ而ミこむしと申稲実虫附、取納ニ至り押均シ六分半程取実有之、右御年貢高千式俵余の処全上納仕候義ニ有之、猶又去末年ニ相成り初秋の砌冷気強、其上大風雨ニ而、別而当村ニ限り違作ニ付、其段申立、検見相願候処、右御代官遠田四郎右衛門、其外出役毛見有之候迄ニ而、御年貢割付之義ハ追而沙汰可有之由承知罷在、追々茹入時節ニ至り猶又大風吹、其上大あられ降り、扱打落し難渋之義ニ付、再毛見相願候処、取用ひ無之、尤上納高之内右毛見取の外、米拾壹俵引方可相成之趣沙汰有之、其後茹入取納仕候処、田地尅反歩、稲百束茹、此御年貢平年米四俵取之所、茹入取納仕候得とも、米壹俵位取上候場所多分有之、其余壹俵半、或は式俵位迄漸取上仕候処、前書毛見之上御年貢

割付有之候は、前書千式百依上納辻之内、三百依余の引方ニ相成、残り八百八拾依余の上納辻ニ而、右四依之内米壹依取上仕候場所ニは壹依半引方ニ相成、式依半之上納辻ニ而、全取納有丈上納仕候而も壹依半宛も引足不申、其余の場所右ニ准し夫々割付有之候得とも、右何様多分之上納辻ニ而引足不申、愚味之百姓共相弁し兼、当惑至極之儀ニは御座候へ共、右様割付ニ相成候上ハ致方無之義と奉存、乍去御米三百依余程も拝借ニ相成候ハ、右御年貢割付通皆納可相成義と、其段組頭共江申上候処、名主源右衛門江も相談之上、右四郎右衛門江願出候処、儀助、兵治、一同よりも嚴敷察当有之、村役人手元ニ而右取納方銘々得と取調申立へき趣申渡有之、右取調有之候処、田方極上作之場所漸二筆之田面有之、此分ハ五六分通上納、其余之場所ハ都て宍分通之上納辻ニも相当仕候間、其段村役とも江願出候処、被申出候は、右御年貢は毛見之上夫々上納辻割付候儀ニ付、何様申立候とも決而取上不相成趣嚴敷被申渡、其上右巳のとし拝借米式百依と、外ニ同年下々米ニ相成候代金凡式百兩余之処、上納殘金拾兩未進有之を、一口とも是又去冬中返上納可致旨申渡し有之、無躰之始未難洪之儀ニ付、種々相歎キ再三相願候得とも、一円取用無之、右之品上納方手当ハ勿論、老人子共等迄路頭ニ而餓死可致之外無御座、当惑千万ニ暮候始末、旁以累代憐愍請來候地頭所御膝元江罷出絶り不申外無御座事と奉存、既去末十月中銘々出府仕、小前百性惣代として六左衛門、与惣衛門、与右衛門、惣兵衛并差添人として与惣右衛門、平右衛門、右六人方右之趣願書相認、地頭所江罷出、御救米分被下置度歎願出候処、願書御預りニ相成、右之村役人共をも呼出之上取調可相成候付、外一同出府之者ともハ、早々帰村可致旨申渡有之、何レ憐愍之沙汰も可有之趣ニ而、外一同之者とも儀ハ帰村仕、惣代之者とも江戸宿屋ニ差控罷在候処、代官四郎右衛門并ニ私共村方名主弥右衛門、組頭惣左衛門、佐治右衛門呼出ニ而、同十二月申出府仕銘々御取調受候処、村役人并ニ惣代より申立候義ハ前書有躰之始未有之候得とも、四郎右衛門義、右様無躰之取斗いたし置ながら、彼是品能内意申來候趣ニ而、同人役義立会地頭用役中嶋庄左衛門、筆立彦人別嚴敷札有之候有得とも、外ニ可申立子細も無之義ニ而、地頭所より利解有之候は、此度小前一同出府致候は不問、殊ニ国元代官をも差越候義ニ付、表向之取上ニは不相成、乍併惣百性困窮之始末尤ニ御聞届有之上ハ、已年拝借米并ニ御下米代未進等之分追而上納可仕、且又去末年貢之義ハ割付ニ不拘取納米有丈限り上納致候ハ、当申とし田方取入時節迄之義ハ村役人とも方ニ而取

斗、夫食手当可致遺筈、右名主弥右衛門外三人とも申付置候間、右之旨相心得、前書差越願心得違相弁し下願可仕旨再応利解有之、誠ニ以御仁惠厚御地頭所格別之思召難有奉承伏、右夫食手当之義ハ村役人方ニ而無相違取斗呉候筈、右惣代共方江村役人印形之書付取し置、右之始未利解ニ相なつみ願下仕候処、同十二月下旬、願之通聞濟ニ相成、当正月右小前惣代村役人共歸村仕候義ニ而、其以前右未御年貢一割付惣高八百八拾依余之内、惣小前納高五百依余之所、取納米有丈凡式百余之分は、去未十二月限上納仕、其余三百依程之義ハ何レ引米御用捨ニ相成、猶当秋作取納迄ハ夫食御救米義ハ、村役人共方ニ而手当取斗呉候義ハ一統案心罷在候処、当三月上旬相成り、右代官遠田四郎右衛門儀、地頭用役中嶋庄左衛門同道ニ而歸国いたし、同三月九日、村役人方江不残呼出申渡有之候は、去冬中村方小前とも義、難洪願として江戸表江願出、不輕義ニ付、地頭所ニおゐて取調之上、御公辺も御差出御糺明をも可有之処、地頭所ニ而も此上小前難洪之義御厭有之、右之願下御聞届ニ相成候得とも、割付之通御年貢不相納候而ハ不相成義ニ付、殘納分只今取立可相納旨被申渡候趣村役人共より沙汰有之一統承る、又江戸表ニ而御利解有之候とハ相違、殊ニ右米取納方有丈銘々上納致候上は、元方全く夫食ニも差支居候中、何共当惑難洪之儀ニ付、其段歎願仕候得とも取用無之、不納彦人限り名前書上候様被申付候

無殘書付差出候所、銘々嚴敷札明可有之趣ニ而、三月十三日、右不納人とも不殘村役人差添呼出ニ相成、右四郎右衛門、庄左衛門、其外儀助、兵治、一同立会申渡有之候は、右江戸表地頭処ニ而ハ利解有之候て、御年貢割付之通有丈可相納筈之所、不納罷在候而は不相濟杯と前書利解請書をも差出置候ニ相ふれ、強勢不当之始末、全相違之義とハ奉存候得とも、彦人たりとも否申候は、如何様無躰之取斗ニ逢可申哉も難斗義ニ付、一同相談之上、右不納高三百依之内、米五拾依以代金上納可仕、尚殘米之義ハ何分猶予被成下候様仕度相願候得とも、取用ひ無之、可納米無之候は、田畑は勿論、農馬其外銘々所持之品々不殘売上納可致旨、趣追々嚴敷被申渡当惑罷在候処、同一九日、猶又惣小前百性一同之者呼出有之、右四郎右衛門、庄左衛門、其外一同立会、殊ニ同国矢嶋御陣屋生駒右内記様捕方重立式人三人御雇頼ニ而罷越居、右不納人猶又前書江戸表江出府致候もの誰ニ而、其発当人ニモ可有有杯、彦人別凡五拾人程之者共、銘々嚴敷ごふもんせめ之吟味有之、右人数、六左衛門、与右衛門、惣兵衛、文四郎、惣右衛門五人は入牢被申付、与惣右衛門、与七、

金右衛門、次郎七、弥二右衛門、右五人ハ手錠預ケニ相成、数日之間、日々前同様敷敷吟味有之、右御年貢不納高三百俵程之処、銘々田畑・農馬、其外家財諸道具、衣類等迄売却候儀は眼前右四郎右衛門差図ヲ以、村役人とも立会之儀有之、右之品々代金ヲ以米三斗三升入彦儀代錢貳貫四百六拾三文之相場積ミヲ以、右不納高之内凡式百俵程代金上納仕、残り百俵程之所、銘々不如意之者とも、其上売却候物品も無之、其段村役人ヲ以受納等之義、追々相願候得とも、一切取用無之、猶又当四月十日も同十七日迄之内、別段吟味を受候者共、其外村役人とも之内、一同落着申渡有之候は、小前之内六左衛門、文四郎、三人義は是迄吟味詰と申義も無之、去冬中江戸表地頭所江難波願罷出候者とも江重立候哉之趣以、村所払被申付、其余入牢手錠之者共、銘々差免ニ相成、前書江戸表地頭処より呼出候付出府仕候、村役人名主弥右衛門義ハ帰村之上、年貢取立方等閑ニ候趣ニ而、名主退役、組頭惣左衛門、佐治右衛門義は出府中、小前共難波申立候儀ニ相泥候哉も有之候趣を以、右両人之戸被申付、猶又当村方義ハ右奉申上候通前々も一村一鉢之仕来リニ而、生得正路実鉢之者ニ有之候を、右様退役被申付、其後御水帳村方諸帳面類不残右役場へ取上ニ相成、石高其余軒別等、銘々一村上下兩村ニ仕訳分郷いたし、組頭十歳ヲ下郷仮名主役、百性仁左衛門を上郷仮名主役申付、全新規之義、右十歳、仁左衛門義ハ遠田四郎右衛門内々熟意之訳柄も有之者ニ而、銘々勝手馴合ヲ以一村兩郷之仕分仕候義と奉存候

是以第一諸役出錢等之出方ニ相拘り、往々惣百性難波之基ニ御座候、一鉢右四郎右衛門義は大有福ニ而、大船処持いたし、諸国江往來商等致し候程のものに有之候、本ハ御役義之權威ヲふまひ我俵欲心増長いたし、大切之御役義をも亡却いたし、村之役人連も自分勝手を以申付置、万一利非当然之義を申出、四郎右衛門存意ニ相背候ものハ無鉢之仕置等申付候義有之、右地頭所用役中嶋庄左衛門儀は、去冬中小前惣代共江戸表之吟味受候砌之義も、地頭所思召慈愛之始末等追々被仰聞候程の仁ニ而、非分取斗杯有之候仁とハ不奉存候、然るを右庄左衛門初而固許江下向被致候を見侮り、四郎右衛門儀自己の悪意を押し隠し、万事有福に任せ品能取掠候義と奉存候、同人義追々私欲之風聞種々有之、其内近來去る巳のとし稀なる凶作に付、村々ニ而仕來之酒造皆止申付置ながら、四郎右衛門方ニ而内々酒造致、多分の売徳をも私欲いたし候趣、猶又大凶作ニ付、地頭所開米之内代金下直ニ而、夫食手当之為村々に下米ニ相成候は、彦儀ニ付代錢貳分宛有之候所、其余右開米之内多分他処江

相払候趣、其分ハ彦儀ニ付代錢六貫八百文余ニも有之候、右下直下米代金積ヲ以御地頭所之勘定相立候趣ニ御座候、前之通銘々御咎之落着申渡有之候得共、惣百性共一統之難波相救候義ハ、毛頭御厭可申儀にも無之所、右様地頭所之憐愍相省キ、非分取斗無鉢之振向ニ逢、只今以惣身手足共ニ痛、往々農業稼方も出来兼候程之者も有之、且は農具、馬、其外共売却、右御年貢相納、右様難波之折柄当田畑仕付等も手後レニ相成、漸仕付之義ハ相仕舞候得とも、差当り今日老人子とも等迄之夫食ニ差支難波始末、其上右御年貢殘納之分百俵程之所、仮名主仁左衛門、金藏方兩人より取立方日々敷敷催促有之候始末、旁以難波当惑仕候間、無是非此度罷出、不願恐ヲ御歎願奉申上候、何卒格別之御慈非ヲ以右鉢之始末御賢察被成下置、夫食御救被下置候上、先前之通村方隱便ニ相濟、百性永続相成候様乍恐御仁惠之御沙汰幾重にも奉願上候、尤奉願上候通少も偽等決而無御座候、此上委細之儀は御尋之節口上ヲ以可奉申上候、以上

天保七年六月

御上様

仁賀保主膳知行所

出羽国由利郡小国村

小前百性惣代

藤右衛門

与右衛門

前書之通村方小前惣代として、惣兵衛、与右衛門、藤右衛門、右三人之者共義、当月朔日、大久保加賀守様江御駕籠御訴訟奉申上候処、右は差越願之義に付、私共御地頭所様へ御引渡ニ相成候付、右始末御吟味之上何レ御慈悲の御沙汰ヲも可被成下候趣、御和解有迄、右三人之者共御吟味中桜田備前町相模屋利兵衛方江宿預ケ被仰付置、猶又小前之内、喜六、次郎七、文四郎義も出府仕、同三日、御地頭所様ニ駈込、前同様之始末御願申上候得とも、右同宿屋江御預ケ被仰付、恐入相慎罷在、然所右惣兵衛外式人義ハ、当月二日、四日兩度御呼出し迄、御用役高木陣藏様一通り御吟味の上、右は御用役中嶋庄左衛門様御元御知行中、殊ニ御同人様御取斗をも有之候ニ付、無程庄左衛門様御歸府之上、篤と御吟味御座候趣被仰聞、其後御同人様御歸府ニ付、同月十六日、御呼出し、右兩人様御立会、庄左衛門様御老人ニ而、私共一同老人限之御吟味有之、前書願書ニ申立候始末等之義ハ相違も無御座候処、今更国許

天保七年由利郡小国村百姓江戸出訴一件について

遠田四郎右衛門様御同腹之様子ニ而、惣百姓御見捨可被遊趣ニ御見得、只々御無躰之義被仰聞、此上庄左衛門様御吟味奉請候様有之候而ハ、逆も百姓可為退転之外無御座義と奉存、此上難渋至極仕候間、無是非此段御本家様奉御、御愁訴奉申上候、何分格別之以御慈悲、前段始末御賢察被為成下可相成候御義ニ御座候は、私共御地頭所江も御相談被成下置、村方惣百姓一同御助相続相成候様、偏ニ以御本家様御威光御憐愍之御沙汰奉願上候、尤委細之義は以上可奉申上候、以上

申六月

仁賀保主膳様

御知行所

右小国村

与右衛門

仁賀保源九郎

御役人中様

惣兵衛

藤右衛門

文四郎

石惣代衆

次郎七

喜六

(あとがき)

かねて念願であつた矢島町の大井家文書の調査に、今村義孝、中谷雅昭の両氏とともにおもむいたのは一九七三年一〇月の初旬のことであつた。丁度その日、烏海山に初雪が降つた底冷えのする冬のおとずれの間近いことを思わせる時期であつたと記憶している。当日は当主大井直之助氏と奥様、それに同家と関係の深い土田昭三氏に大変お世話になつた。それから二ヶ月余り後の同年十二月上旬、直之助氏の訃報に接したただ驚くばかりであつた。あらためて生前氏の示された御好意を追想し、氏の御冥福を祈るものである。